

地域間幹線系統から広域的コミュニティバス路線に変更する系統について

1 概要

広域的コミュニティバス路線は、民間事業者による運行が終了する地域間幹線系統について、市町村が民間事業者に代わって運行主体となり、運行を継続する路線であるが、その運行にあたり宮崎県地方バス路線等運行維持対策事業費補助金を受ける場合、同補助金交付要綱に基づき、県地域公共交通協議会において市町村が運行することを決定する必要がある。

2 広域的コミュニティバス路線へ変更する系統

「志布志～稚児松～松山駅～岩川～中央通り～都城」

【変更の理由】

当該系統は、近年、輸送量が減少し、地域間幹線系統として国庫補助を受けることが困難な状況となっている。

このような中、沿線自治体である都城市、曾於市及び志布志市は、バス路線を維持するため、令和7年10月から広域的コミュニティバス路線として運行を引き継ぐとの方針をまとめたもの。

3 変更内容

【現行】 ～ R7.9

- ・地域間幹線系統（運行主体：鹿児島交通株式会社）

【変更後】 R7.10 ～

- ・広域的コミュニティバス路線（運行主体：都城市、曾於市、志布志市）